

各 位

令和5年3月13日

米子市総務部契約検査課

入 札 説 明 書

市が行う建設工事の工事希望型指名競争入札を下記のとおり行いますから、希望があれば米子市建設工事執行規則(平成17年米子市規則第106号)及び米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)を承知のうえ参加してください。

記

工事希望型指名競争入札に付する工事	工 事 名		淀江浄化センター散水栓給水装置補修工事		
	工 事 場 所		米子市淀江町小波1099番地1 淀江浄化センター場内	工期	契 約 日 から 令和5年9月29日まで
契 約 条 項 を 示 す 場 所		米子市総務部契約検査課			
担 当 課		施設課			
入札保証金に関する事項		入札保証金		免除	
現 場 説 明 会		なし			
開 札 の 日 時 及 び 場 所		日時	令和5年3月28日 午前10時0分		開札
		場所	本庁舎202会議室		
契 約 保 証 に 関 する 事 項	請負代金の額が130万円を超える工事については、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1以上の額を保証する次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。 (1) 契約保証金の納付 (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 (3) 銀行若しくは市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。))の保証 (4) 公共工事履行保証証券による保証 (5) 履行保証保険契約の締結				
前 払 金	有	40%以内 ※ただし、請負代金の額が130万円を超える場合に限る			
部 分 払	有	回数は、米子市建設工事執行規則による ※部分払いに替えて中間前払の選択も可			
入札に関する注 意 事 項	1. 開札前天災地変等のやむを得ない事由が生じたとき、又は競争の意思がないと認められるときは、入札の執行を中止し、又は取り止めることがある。 2. 入札参加者が1者であっても、入札を執行するものとする。 3. 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び米子市郵便入札実施要領第4条に定める入札は、無効とする。 4. 入札者は、到達した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。 5. 入札者は、入札書到達後においても入札執行の完了までは入札の参加を辞退することができる。 6. 落札となるべき価格と同一価格の入札をしたものが2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引くべき入札者が、当該入札の立会者として参加している場合はその者が、参加していない場合は入札事務に関与しない職員に当該入札者に代わってくじを引かせるものとする。 7. 本件工事は、米子市建設工事最低制限価格設定要領に定める方法により、予定価格の2/3(ただし、8/10を下回る場合は、8/10とする。))以上で最低制限価格を設定しており、最低制限価格を下回る価格で入札があった場合は、当該入札者を失格とし、予定価格の範囲内の価格で入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 8. 入札書に工事費内訳書が同封されていない場合は、無効とする 9. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格(円未満切捨て(単価契約を除く。))とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 10. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。 11. 入札回数は、1回とする。				
そ の 他 の 注 意 事 項	1. 米子市工事希望型指名競争入札実施要領に定める経営内容等が不健全な申込者及び工事成績が不良な申込者は、不指名とすることがある。また、同一入札における資本的、人的関係にある複数の申込者のうち1者のみを指名し、他の者を不指名とすることがある。 2. 申込時に届けのあった配置予定技術者の変更は、入札書差出期限まで変更可能とし、その後の変更は原則として認めないものとする。 3. 同一の主任技術者は、米子市が発注した工事(通常型指名競争入札及び随意契約によるものを除く。)に3件を超えて従事することはできないものとする。 4. 別に定める「建設工事に係る配置予定技術者の取扱いについて」における重複申込者に該当する者は、配置予定技術者重複届出書を所定の方法により提出すること。なお、入札結果により配置予定技術者がいなくなった場合は、失格とする。 5. 工事現場に配置する技術者等(主任技術者、監理技術者及び現場代理人をいう。))は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係が存在することをいう。))が申込日までに3ヶ月以上ある者に限るものとする。				
施工に関する注 意 事 項	1. 工事設計図書 別紙のとおり 2. 本工事の施工にあたっては、鳥取県制定「土木工事共通仕様書」、「土木工事施工管理基準」、「公共建築工事標準仕様書」又はその他別に定める仕様書等に基づき実施しなければならない。 3. この契約に係る工事の施工にあたっては、ダンプカー協会加入車を優先的に使用するよう努めること。 4. 工事着手前に自治会長及び地元関係者に連絡すること。				
米子市建設工事執行規則第14条により公にする予定価格					
最低制限価格 (直接工事費＋共通仮設費＋現場管理費の8/10＋一般管理費の5.5/10)×1.1					
¥2,013,000					

工 事 設 計 書

令和5年度下水道事業会計	部長	課長	担当 課長 補佐	主任	審査	設計
--------------	----	----	----------------	----	----	----

工 事 件 名	淀江浄化センター散水栓給水装置補修工事	工 期	契約日～令和5年9月29日
施 工 場 所	米子市淀江町小波1099番地1 淀江浄化センター場内		

設計金額¥ 円也

細 節	円	内 訳		備 考
		令和 年度	令和 年度	
本工事費				
計				

米子市下水道部

説 明	内 容
本工事は、淀江浄化センターの散水栓給水装置の補修を 行うものである。	1. 機械設備補修工事 1式

米子市下水道部

工事費総括					
費 目	工 種	種 別	細 別	金 額 (円)	摘 要
本工事費					
	機械設備工事				
		機器費			
		直接工事費			
		間接工事費			
		一般管理費等			
	計 工事価格				
消費税等相当額					
本工事費計					

工 事 費 内 訳 書

種 別	細 別	形状寸法	数 量	単位	単価(円)	金 額 (円)	摘 要
本工事費							
機械設備工事							
[機 器 費]							
	給水ポンプ		2	台			
	計						
[直 接 工 事 費]							
	輸送費		1	式			第1号 明細書
	計						[輸送費]
	一般労務費		1	式			第2号 明細書
	機械設備据付労務費		1	式			第3号 明細書
	計						[労務費]
	機械経費(率)		1	式			
	計						[直接経費]
	仮設費(率)		1	式			

工 事 費 内 訳 書							
種 別	細 別	形状寸法	数 量	単位	単価(円)	金 額 (円)	摘 要
	計						[仮設費]
合 計 (直 接 工 事 費)							
[間 接 工 事 費]							
	共通仮設費(率)		1	式			
	準備費		1	式			
	計						[共通仮設費]
	現場管理費		1	式			
	計						
	据付間接費		1	式			
	計						
合 計 (間 接 工 事 費)							
	据付工事原価						
合 計 (工 事 原 価)							
[一 般 管 理 費 等]							

[illegible]

第 1 号 明 細 書						
輸送費						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
輸送費		1	式			
計						
					↓	

第 2 号 明 細 書						
一般労務費						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
普通作業員			人工			
普通作業員	撤去		人工			
設備機械工	撤去		人工			
電工	離結線		人工			
計						
					↓	

第 3 号 明 細 書		機械設備据付労務費				
種 別	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
機械設備据付工			人工			
計						
					↓	

第 4 号 明 細 書						
準備費						
種 別	形 状 寸 法	数 量	単位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
金属くず処分費		0.1	m3			
運搬費		1	式			
計						
					↓	

淀江浄化センター
散水栓給水装置補修工事

特記仕様書

令和5年

米子市下水道部

目 次

第1節 総 則	1
§ 1. 一般事項	1
§ 2. 工事区分と工事内容	1
第2節 機械設備	2
§ 1 給水装置給水ポンプ	2

第1節 総 則

§ 1. 一般事項

1. 工事名称 淀江浄化センター散水栓給水装置補修工事
2. 施工場所 米子市淀江町小波1099番地1 淀江浄化センター場内
3. 適用範囲

(1) 本仕様書は、米子市淀江浄化センターにおける機械設備の施工に適用するものであって、法令その他、特別に定めるものの他は全て、日本下水道事業団発行の機械設備工事一般仕様書(以下一般仕様書という)及び機械設備工事必携(施工編)(以下工事必携という)及び設計図面、特記仕様書(以下仕様書という)に準拠し、一般仕様書、工事必携、設計図面及び仕様書に記載されていない事項及び詳細については全て、監督員の指示によるものとする。

また、火災保険等に参加するものとする。保険期間については、着工日から工期末後30日とする。

§ 2. 工事区分と工事内容

1. 概 要

本工事は下記の工事区分の一切を施工するもので、請負人は設計図を参考に参照すると共に、本市監督員と設計打合せを行い、監督員の指示するものについては詳細なる施工図を提出すること。

試運転については、組合せ試験のみとするが、十分運転が可能な状態にて引き渡すものとし、給水装置の運転が円滑に行えることを十分に確認すること。

2. 工事区分

(1) 機械設備工事(既設撤去含む)

3. 工事内容(淀江浄化センター)

種 別	細 別	単位	数量	施工内容	摘要
散水栓給水装置		式	1	補修	ポンプ更新 (2台)

第2節 機械設備

§ 1 給水装置給水ポンプ（用途：散水栓）

1. 使用目的

給水ポンプは、散水栓給水装置に使用するものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1)形式	圧力ポンプ一体形	
(2)吸込口径	φ 65mm	ユニット吐出側
(3)吐出量	約0.5m ³ /min	ユニット吐出側
(4)全揚程	30m	
(5)取扱流体	砂ろ過水	
(6)電動機出力	5.5kw	
(7)電源	400V×60Hz	
(8)台数	2台	

3. 標準仕様書の適用

第1章 第1節 §6

4. 特記事項

既設ポンプ型式 65BMSP265.5A

特 記 事 項 〔施工条件明示事項〕

※ 番号、・に□印のあるものについて適用する。

明示項目	明 示 事 項	条 件
仕様書	本工事の施工に当たっては、契約日現在の次に掲げる最新の仕様書等によること。 ☐ 日本下水道事業団機械設備工事必携 ☐ 日本下水道事業団機械設備工事一般仕様書 ☐ 日本下水道事業団機械設備標準仕様書	☐ 日本下水道事業団電気設備工事必携 ☐ 日本下水道事業団電気設備工事一般仕様書・同標準図
1 工 程	1. 他工事との調整 ☐ 2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限 ☐ 3. 関係機関等との協議 4. 工事の指定部分 5. 地下埋設物等の調査 地下埋設物の移設が予定されている場合。	工事名 _____ _____ _____ 上記工事との連絡及び工程の調整を図ること。 制限される工事 ・機器取替 _____ ・ _____ 制限の内容 既設機器の清掃作業は発注者側で行う。 _____ 施設運転者及び管理者と協議の上施工すること。 _____ _____ _____ 本工事において、関係法令上必要あれば、関係機関と協議を行うこと。 _____ _____ 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに完成させること。 _____ ・ _____ は事前調査を行い処理すること。 ・ _____ は調査済である。 ・ _____ 移設期間 _____
2 用 地	☐ 1. 工事用車輛の駐車場	・ 駐車場がないため確保する必要がある。 ・ 敷地内に一部確保できる。 ☐ 原則として敷地内で確保するものとするが、不足を生じる場合には、別途確保すること。
3 公 害 対 策	☐ 1. 施工方法、機械施設、作業時間等の制限 2. 工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合。	内 容 関係法令を遵守すること。 _____ _____ ・ 近隣家屋等の _____ ・ 事前事後の状況の写真を付して記録し ・ 事後（ _____ ） の調査を行い、万全を期して施工すること。 ・ 工事概要について住民説明を行うこと。 ・ 近隣住民からテレビ受信障害及び工事に伴う損害が報告された場合、直ちに監督員等に連絡すると共に、市が行う対応等に協力すること。
4 安 全 対 策	☐ 1. 交通安全施設等の指定	☐ 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。 ・ 交通整理の必要日数 _____ 日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Aを合計 _____ 名（交代要員〔有・無〕）、交通誘導員Bを合計 _____ 名（交代要員〔有・無〕）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4号に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
5 工 事 用 道 路	1. 一般道路を搬入路として使用する場合。 ・ (7) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間等に制限がある場合。 ・ (4) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合。 2. 仮道路を設置する場合	・ 運搬路及び周辺敷地並びに工作物に対し損傷を与えないよう予防措置を講じ、また損傷を与えた場合は、速やかに原形に復すこと。 ・ 制限の内容 _____ _____ ・ 処置の内容 _____ _____ ・ 幅員 _____ m ・ 延長 _____ m ・ 切込碎石 厚 _____ cm ・ その他 _____ ・ 工事終了後の処置 _____ _____

明示項目	明 示 事 項	条 件
仮設備	①. 仮囲い等の範囲、構造	・工事範囲をバリケード等により明確にすること。 ・敷地周囲に仮囲いを設置し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・山留めは _____ 工法とし、その施工条件は図示による。 ・各工事共通の揚重機械として _____ を設置しその施工条件は図示による。 ・敷地周辺の _____ 部分を鉄板敷きにより養生し、その施工範囲、仕様等は図示による。 ・その他労働安全衛生法に基づく仮設備
建設副産物の処理	1. 建設発生土の処理 ・(ア)他工事等流用 ・(イ)建設技術センター ・(ウ)民間残土受入地 2. 分別解体等 ③. 再資源化施設への搬出 (施設の名称・受入れ費用) (受入れ時間帯) (受入れ条件)	建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ 工事現場に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内のセンター事業所に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。 なお、処理費として 1 m ³ 当り _____ 円をセンターに支払うこと。 建設発生土は _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ に運搬(片道運搬距離 _____ km)するものとする。なお、処理費として 1 m ³ 当り _____ 円を _____ に支払うこと。 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を見込んでいる。 コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 なお、再資源化施設への搬出が完了したときは、書面により報告すること。 コンクリート塊 _____ 米子 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 コンクリート塊 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 建設発生木材 _____ 市・町・村 _____ 地内の _____ (運搬距離 _____ km)、費用 1 t 当たり _____ 円 その他(金属くず) _____ 米子 市・町・村 _____ 和田町 地内の _____ 山陰クリエート (運搬距離 _____ 7.6 km)、費用 1 m ³ 当たり _____ 6,000 円 8 時～17 時(平日) ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。 イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は 500mm 以下であること。 ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径 _____ cm 以下、長さ _____ m 以下であること。 エ 2 次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。 _____ については、_____ 市・町・村 _____ 地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離 _____ km)を想定し、その費用として 1 t 当り _____ 円を見込んでいる。これは、他の施設への搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。 産業廃棄物処理業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとに manifests を発行するものとする。 建設工事等から生じる廃棄物の処理については、関係法令を遵守すること。 産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____ 円見込んでいる。
建設副産物の使用	1. 建設発生土の使用 2. 再生資源の使用	_____ 工事から〔当該工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所： _____ に使用する。 ア Co 雑割材は、_____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____ 工事から運搬し、使用箇所： _____ に使用する。 ウ ・再生クラッシャーラン〔規格：Rcc-40 〕は、使用箇所： _____ に使用する。 ・再生コンクリート砂〔規格：RS- _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。 エ 再生加熱アスファルト混合物〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。 オ その他再生資材〔資材名： _____ 〕〔規格： _____ 〕は、使用箇所： _____ に使用する。

明示項目	明 示 事 項	条 件
9 支 障 物 件	1. 地上、地下等に占用物件等の工事支障物件が存在する場合。	移設・撤去 防護等の方法 _____ _____ _____
10 濁 処 理	1. 排水の工法、排水処理の方法及び排水の放流先等を指定する場合	工法 処理の方法 放流先
11 そ の 他	1. 工事実績情報の登録 2. 支給材料及び貸与品がある場合 3. 工事用電力等を指定する場合 4. 景観への配慮 5. そ の 他	工事請負代金額500万円以上の工事について、受注時は工事契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督員に確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センターにインターネット等により登録するとともに、同センター発行の「登録内容確認書」を監督員に提出するものとする。 品 名 _____ 数 量 _____ 品質、規格又は性能 _____ 引渡場所 _____ 引渡時期 _____ 内 容 _____ ア 本工事は、景観法に基づく通知対象行為である。 イ 通知対象行為の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じ て監督員と協議すること。 ・工事の施工に際し、住民説明会を開催する予定であるので協力すること。 ・近隣住民等に対し安全及び騒音振動対策を十分に講じること。 ・契約図書の作成は、落札者において行うこと。 ・アルミニウム製建具の製造所は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」の評価名簿に記載されている製造所とすること。 ・当該営繕工事の予定価格は、材料及び労務単価を見直した令和 年度営繕工事設計標準価格(令和 年 月改訂版)により算出している。 ・試運転に伴う本受電後の電力基本料金及び電気工作物保安管理費は、落札者において負担すること。 ・本工事で適用する標準仕様書などの各基準について、改定により最新版が存在する場合は、監督員と協議を行い施工すること。 ・火災保険等の加入期間は、工期+30日とすること。 _____ _____ _____

1 下請関係の合理化について

- (1) この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」及び「鳥取県建設工事における下請契約等適性化指針」の趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行、適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、元請業者は下請業者に対して、発注者から受取った前払金の下請業者への支払、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等、下請代金支払の適正化について配慮すること。
- (3) 請負者は、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を発注者に速やかに提出しなければならない。また、当該施工体制台帳及び施工体系図に変更があったときは、変更が生じた日から20日以内（完成時においては、完成通知書の提出時）に変更後の書類を提出しなければならない。
- (4) 工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、市内及び県内業者（以下「市内業者等」という。）との契約に努めること（優先順位は市内、県内の順位とする）。ただし、技術的に施工又は対応できる市内業者等がない工事等を請け負わせ又は業務を委託する場合、あるいは市内業者等で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 共同企業体が工事を請け負う場合、構成員による下請けは行わないこと。

2 建設資材等について

- (1) 工事に使用する資材については適法に生産されたものとする。
- (2) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (3) 工事に使用する資材については、鳥取県が定める「県土整備部リサイクル製品使用基準」に基づき、リサイクル製品を積極的に活用すること。
- (4) リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。
 - ① 市内産の資材がある場合は、市内産の資材の使用に努めること。ない場合は、県内産について同様の取り扱いとする。
 - ② 県外産の資材を使用する場合は、市内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「市内販売業者」という。）から購入した資材の使用に努めること。市内販売業者がないときは、県内販売業者について同様の取り扱いとする。ただし、当該資材について市内販売業者又は県内販売業者がない場合は、この限りでない。
- (5) 工事に使用する資材については、極力有害性VOC（揮発性有機化学物質）発生量の少ないものとするよう努めること。

3 工事の安全確保について

- (1) この契約に係る工事の施工に当たっては、労働安全衛生法、労働安全衛生規則等を遵守し、労働災害の防止に努め、また工事中の交通事故防止について、特に留意すること。
- (2) 労働安全衛生法第59条、第60条の2に定める安全衛生教育を実施するほか、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割り当てて、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施するものとし、施工計画書に実施項目について記載するものとする。

- (3) この契約に係る工事の施工中に事故が発生した場合は、事故報告書（米子市建築工事等事故関係事務処理マニュアルに定める様式）を提出すると共に、建設工事事務データベースの「事故報告書」についても速やかに提出するものとする。

4 建設機械の使用について

- (1) 施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。
(2) 施工現場の快適性を高めるため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。

5 団体加入車の使用促進について

「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（昭和 42 年法律第 131 号）の目的に鑑み、同法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

6 ダンプトラック等、による運搬について

- (1) 積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにすること。
(2) さし柵装着車、不表示車等による違法運行は行わず、また行わせないようにすること。
(3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から工事用資機材等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
(4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等による違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
(5) 建設副産物の処理及び工事用資機材等の搬入・搬出等に当って、下請事業者及び工事用資機材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
(6) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
(7) 産業廃棄物の運搬車については、車体の外側に、環境省令で定めるところにより、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨その他の事項を見やすいように表示し、かつ、当該運搬車に環境省令で定める書面を備え付けること。また、産業廃棄物処理業者に委託して産業廃棄物を運搬する場合、この表示、備え付けを行わせること。
(8) 以上のことにつき、元請建設業者は下請建設業者を十分指導すること。

7 不正軽油使用の禁止について

工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等を使用しないこと。

8 建設業退職金共済制度への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請けを含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加済済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。
(2) 建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより、下請業者の建退共加入並びに証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

- (3) 請負業者は、工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。
- (4) 請負業者は、建退共の発注者用の掛金収納書を原則として契約締結後 1 ヶ月以内に提出しなければならない。

9 建設業法の遵守について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に違反する一括下請負その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第 26 条の規定により、請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者または専任の監理技術者については、適切な資格、技術力を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事するもので、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。
- (3) 請負業者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、1 級施工管理技士等の国家資格者等で監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは監理技術者資格者証を提示すること。
- (4) 建設業法第 40 条の規定により、請負業者は建設現場ごとに「建設業の許可票」を掲示すること。
- (5) 上記のほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。

10 労働基準法等の遵守

この契約に係る工事の施工に当たっては、労働基準法等の趣旨に則り法定労働時間週 40 時間を遵守すること。

11 建設業からの暴力団排除の徹底について

- (1) 鳥取県暴力団排除条例（平成 23 年 3 月鳥取県条例第 3 号）に基づき、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動やこれらと密接な関係を有するなどの行為を行わないこと。
- (2) 工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (3) この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

12 産業廃棄物の処理に係る税について

この契約に係る工事で発生する建設廃棄物のうち、鳥取県、岡山県、広島県等の産業廃棄物の処理に係る税条例を施行している自治体内に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税が課税される場合があるので適切に処理すること。

13 現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士の雇用関係について

- (1) 工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者、監理技術者及び技能士をいう。）は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。
- (2) 直接的雇用とは、技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用及び権利構成）が存在することをいい、恒常的な雇用関係とは一定の期間（3 か月以上）にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、技術者等と

所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者等を工事現場に配置できるとともに技術者等が建設業者の有する技術力を、十分かつ円滑に活用して工事の監理等の業務を行うことができることをいう。

14 労働者の福祉向上について

- (1) 建設労働者の適切な賃金水準の確保、社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入など、労働者の福祉向上に努めること。なお、健康保険等の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険等に参加するよう指導に努めること。
- (2) 下請契約の締結に際しては、下請業者へ法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書という。）の提示を求め、提示された場合にはこれを尊重するとともに、社会保険等の法定福利費などの必要経費を適切に考慮するように努めること。

15 消費税及び地方消費税の適正転嫁等について

下請契約及び資材購入等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成 25 年法律第 41 号）で禁止された転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

16 契約方式について

本工事は総価契約方式を採用しており、設計図書に示された条件などに変更がある場合は契約を変更することができる。契約変更を行う場合には、変更設計額に当初の契約の請負比率を乗じ、変更請負代金額を算出する。

17 その他

- (1) 工事施工管理資料等については簡略化名称を使用できることとする。ただし、略称については、発注者と協議の上重複しないよう注意し、また、わかりやすく簡単なものとする。
- (2) 本来一体とすべき同一敷地内又は同一敷地内（隣接した敷地を含む）の工事を分割して発注し、新規に発注する工事（以下、「後工事」という。）を現に施工中の工事の受注者と随意契約しようとする場合の共通仮設費は、契約済みの全ての工事（以下「前工事」という。）と後工事を一括して発注したとして算出した共通仮設費の額から、前工事の共通仮設費の額を控除した額とする。なお、後工事が複数ある場合は、その合算工事費を対象とする。
- (3) コンクリート構造物については、「コンクリート構造物ひびわれ抑制対策指針」に基づき施工するものとする。
- (4) 建設副産物のリサイクル、熱帯木材型枠の削減等、環境対策について積極的に取り組むこと。
- (5) 特定フロンの使用の削減に努めること。
- (6) 労務費については、法定労働時間週 40 時間を考慮したものとしている。
- (7) 請負業者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、請負業者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）においても同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (8) 契約書第 25 条第 5 項の対応については、国土交通省「工事請負契約書第 26 条第 5 項（単品スライド条項）運用マニュアル（案）」に基づき請求を行うこと。なお当マニュアル中「工事請負契約書第 26 条」とあるのは「米子市建設工事請負契約書第 25 条」と読み替えるものとする。

契約書第 25 条第 6 項の対応については、国土交通省「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」に基づき請求を行うこと。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書

1 目的・主旨

本特記仕様書は、工事及び業務（以下「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な事項を定めたものである。受注者は本特記仕様書に従って感染拡大防止に取り組むとともに、感染者等が確認された場合には発注者に速やかに報告するなど、感染拡大防止に向けて適切に対応すること。なお、感染状況の変化等により感染拡大防止対策の変更を指示する場合がある。

2 感染拡大防止に向けた取組

(1) 現場等における感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を徹底すること。

- ① 工事の現場等においては、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い、うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、発熱症状がみられる者の休暇の取得など、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。
- ② 元請事業者をはじめ、下請事業者や技能者など、施工に携わるそれぞれの立場において、極力、三つの密を回避する対策やその影響を最大限軽減するための行動をとること。特に、建設現場における朝礼・点呼や現場事務所などにおける各種の打合せ、更衣室等における着替えや詰め所などでの食事・休憩等、現場で多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業員と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、感染防止対策に取り組むこと。また、別紙の「3つの密を避けるための手引き」を全ての作業従事者に周知するとともに、現場事務所等で掲示（掲示は工事のみ）を行い、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。
- ③ 作業従事者（下請事業者含む）が、鳥取県の指定する感染流行嚴重警戒地域（Ⅳ）、感染流行警戒地域（Ⅲ）、緊急事態措置区域及び、まん延防止等重点措置区域から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する前の5日間はやむを得ない場合を除き外出を自粛し、その後にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。また、感染注意地域（Ⅱ）から新たに転入（通勤者を除く）する場合は、転入する直前にPCR検査を実施し陰性であることを確認した上で、その結果を事前に監督員等に報告し転入すること。外出自粛中の行動履歴及びPCR検査の結果については、確認することのできる書類を転入前に監督員等に提出すること。この対策に要する費用については、感染防止対策に係る経費として設計変更の対象とするため、事前に監督員等に協議すること。

(2) 県外製作工場での監督員等の立会に検査（出来形・品質）

県外の製作工場における監督員等の立会による検査は行わないこととする。なお、受注者は自主検査を行い、検査結果を監督員に提出し、監督員は書面で検査結果の確認を行うこととする。

(3) 工事等の書類の提出及び受発注者間の打合せ

書類の提出及び受発注者間の打合せは別紙1第2項により対応すること。

3 感染拡大防止対策に係る経費の設計変更

追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を実施する場合には、実施内容について発注者と協議を行い、必要と認められる対策については、変更施工計画書（又は変更業務計画書）を提出すること。なお必要と認められる対策については、設計変更の対象とする。

4 感染等が確認された場合の対応

新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合には、別紙1第1項及び別紙2により対応すること。

5 新型コロナウイルス感染症に係る工事等の一時中止措置等について

新型コロナウイルス感染症の罹患や学校の臨時休業等の感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合、また、これらにより資機材等が調達できないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合のほか、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「一時中止等」という。）の申出があった場合においては、一時中止等を希望する期間のほか、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況、地方公共団体からの活動自粛要請等の事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。

6 下請負人への配慮及び元請負人と下請負人との間の取引の適正化

下請契約においても、工期の見直しや一時中止の措置等を適切に講じるとともに、請負代金の設定及び適切な代金の支払など、元請負人と下請負人との間の取引の適正化のより一層の徹底に努めること。

**新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務の対応について**

**1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の
対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）**

(1) 対象者

発注者:監督員、調査職員（以下「監督員等」という。）を対象とする。

受注者:現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当技術者、作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

(2) 用語の定義

現場等:作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、業務については執務を行っている事務所をいう。

陽性者:PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者

濃厚接触者:保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者

感染の疑いがある者:濃厚接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状を呈している者

(3) 感染の疑いがある者が確認された場合の対応

ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合

別紙2 「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。

イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等に確認された場合

別紙2 「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

(4) 注意事項

ア 陽性者について

陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。

陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。

イ 濃厚接触者について

濃厚接触者は、保健所の指導に従う。

ウ (3)アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について

工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消毒作業を実施する。特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。

エ (3)イにおける、「工事等の一時中止の可否を検討」について

現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更（通知）や段階確認の臨場を机上とする（指示）等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

(1) 工事等の書類の提出

ア 書面による指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知は、やむを得ない場合及び契約関係書類を除き電子メールにより提出することとする。

※契約関係書類: 契約書、現場代理人選任(変更)通知書、主任技術者等(変更)選任通知書、

工程表、完成通知書、請求書、工事出来形部分等確認願

イ 押印書類は押印後にスキャンし、PDFに電子化したうえで電子メールにより送付する。

受理、承諾等の押印後は、押印後の書類を電子化し相手方に電子メールにより送付する。

ウ 受注者の環境、添付書類が多く電子化することが困難な書類など、電子メールによる送付が困難な場合は、事前に監督員等と協議を行うこと。

(2) 受発注者間の打合せ

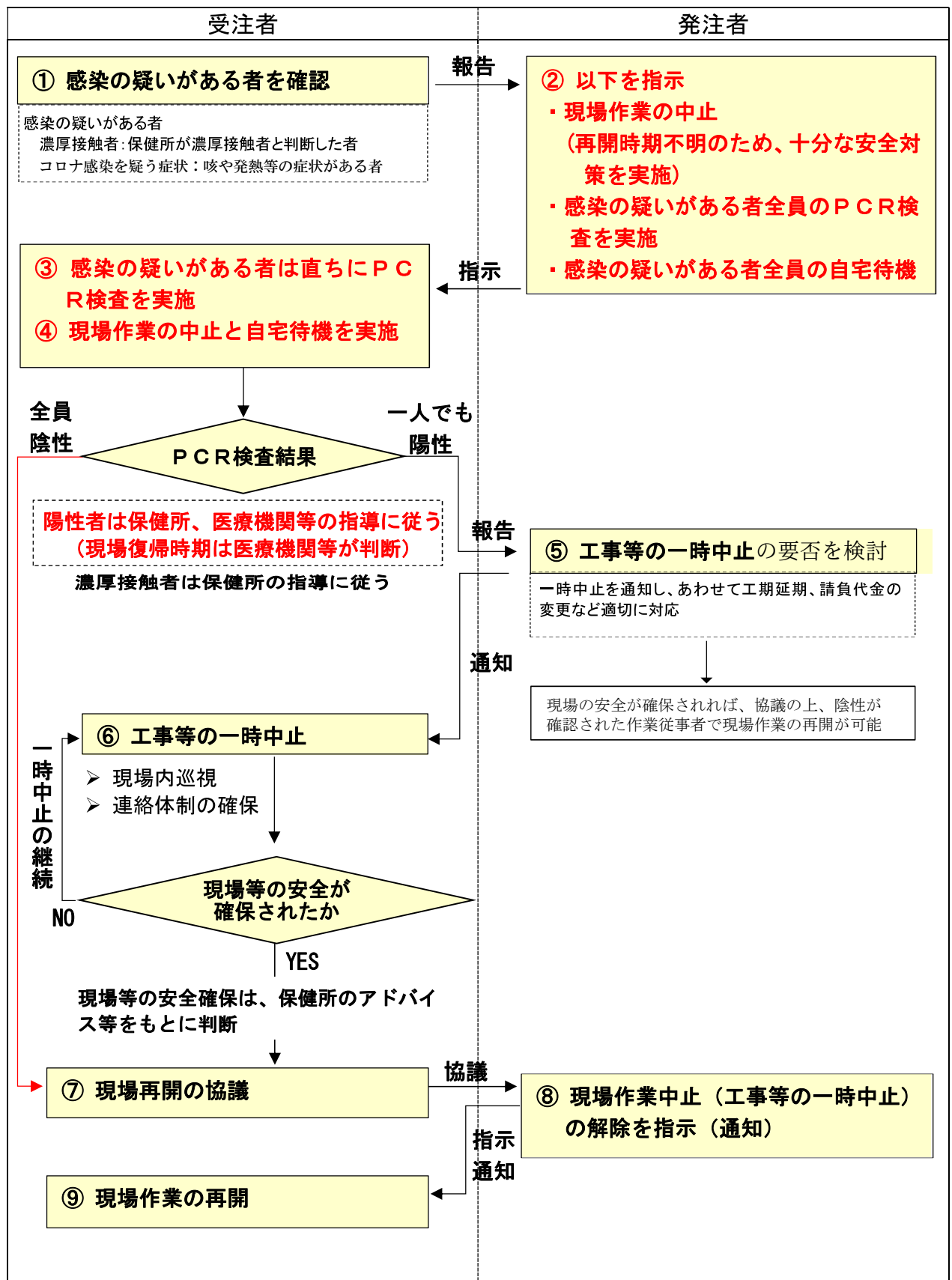
ア 打合せは、事前に電子メール等により打合せに必要な書類を提出したうえで、WEB会議システム、電話、情報共有システム等を活用し、やむを得ない場合、現場立会を除き、対面による打合せは行わないこととする。

イ やむを得ず対面による打合せを行う場合、現場立会を行う場合は、以下の点に留意すること。

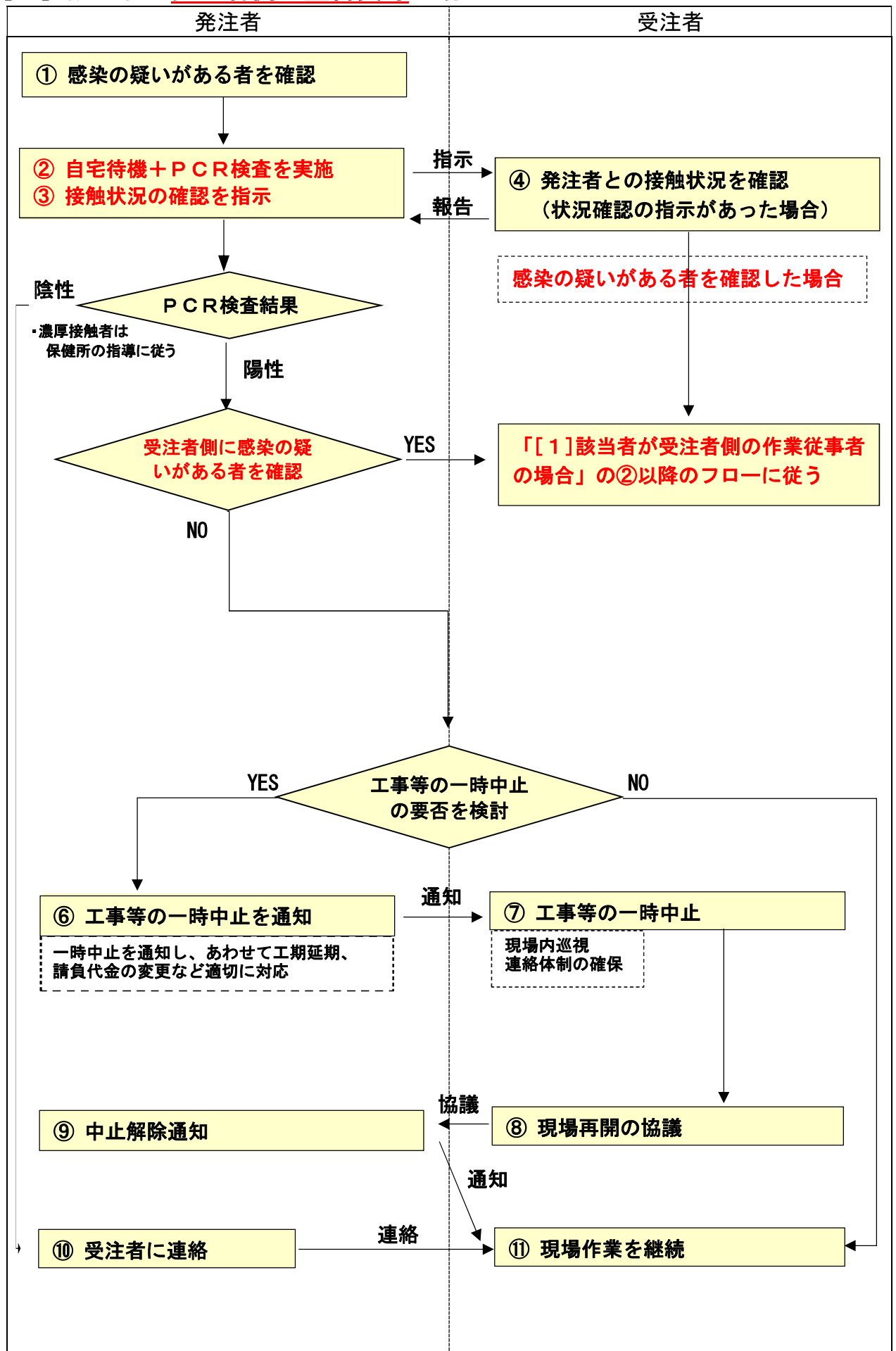
- ・①密閉空間、②密集場所、③密接場面の3つの条件を避けること。
- ・最小限の人数で実施するよう双方で働きかけを行う。
- ・マスク着用を推奨する等、感染予防を徹底する。
- ・打合せ等に参加した全員の氏名を受発注者双方で記録すること。

工事等で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合の対応

〔1〕 該当者が受注者側の作業従事者の場合

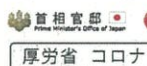


[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合



3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



①「密閉」空間にしないよう、こまめな換気を!

「部屋が広ければ大丈夫」、「狭い部屋は危険」というものではありません。カギは「換気の程度」です。WHOも、空気感染を起こす「結核・はしかの拡散」と「換気回数の少なさ」の関連を認めています。

窓がある場合

- ・風の流れることができるよう、**2方向の窓を、1回、数分間程度、全開**にしましょう。換気回数は**毎時2回以上**確保しましょう。
- ・窓が1つしかない場合でも、入口のドアを開ければ、窓とドアの間に空気が流れます。扇風機や換気扇を併用したり工夫すれば、換気の効果はさらに上がります。



機械換気がある場合

- ・窓がない施設でも、建物の施設管理者は、法令により感染症を防止するために合理的な換気量を保つような維持管理に努めるよう定められています。
注)ビル管理法により、不特定多数の方が利用する施設では、空気環境の調整により、一人当たり換気量(毎時約30m)を確保するよう努めなければなりません。
- ・したがって、地下や窓のない高所の施設であっても、換気設備(業務用エアコン等)によって換気されていることが通常のため、過剰に心配することはありません。
- ・しかし油断は禁物です。換気量をさらに増やすことは予防に有効です。冷暖房効率は悪くなりますが、窓やドアを開けたり、換気設備の外気取入れ量を増やしましょう。また、一部屋当たりの人数を減らしましょう。
- ・通常の家庭用エアコンは、空気を循環させるだけで、換気を行っていません。別途、換気を確認してください。また、一般的な空気清浄機は、通過する空気が換気量に比べて少ないことから、新型コロナウイルス対策への効果は不明です。

乗り物の場合

- ・乗用車やトラックなどのエアコンでは、「内気循環モード」ではなく**「外気モード」**にしましょう。
- ・電車やバス等の公共交通機関でも、**窓開け**に協力しましょう。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



②「密集」しないよう、人と人の距離を取りましょう!

- ・他の人とは互いに手を伸ばして届かない十分な距離(**2メートル以上**)を取りましょう。



- ・スーパーのレジなどで列に並んでいるとき、前の人に近づきすぎないように注意しましょう。

- ・飲食店の座席では、**隣の人と一つ飛ばしに座る**と、距離を確保しやすいです。

また、真向かいに座らず、**互い違いに座る**のも有効です。

店舗の責任者は、椅子の数や配置を工夫して、十分な距離を保ちましょう。



- ・エレベーターでは、多くの人が密集しがちです。混みあっているときは、一本遅らせましょう。また、健康のためにも、階の上下には階段の利用に努めましょう。



- ・職場は、工夫してテレワークへ転換しましょう。導入に向けた支援策もあります。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653



③「密接」した会話や発声は、避けましょう!

- ・密接した会話や発声は、ウイルスを含んだ飛沫を飛び散らせがちです。WHOは「5分間の会話で1回の咳と同じくらいの飛まつ(約3,000個)が飛ぶ」と報告しています。



- ・対面での会議や面談が避けられない場合には、**十分な距離を保ち、マスクを着用**しましょう。



- ・エレベーターや電車の中などでは、距離が近づかざるを得ない場合があります。**会話や携帯電話による通話を慎み**ましょう。



- ・飲食店では、マスクを外す時間が長くなりがちです。外している間に飛沫が飛ぶことを抑えるには、例えば多人数での会食のように、大声にならざるを得ない催しは慎みましょう。家族以外の多人数での会食などは避けましょう。
注)「多人数」とは10人以上を想定していますが、なるべく少ない方がいいです。



- ・スポーツジムなど、多人数かつ室内で呼気が激しくなるような運動を行うことは避けましょう。



- ・喫煙も、近くにいる人との「密」に、こののほかに注意して下さい。



厚生労働省フリーダイヤル

厚労省 コロナ

検索

0120-565653

